



JSG ニュースレター

新型コロナウイルス対策として、一定条件を満たす 営利事業の 2020 年度中間納税の免除申請について 財政部が解釈通達を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾財政部は、2020 年（民国 109 年）7 月 31 日付で[台財税字第 10904595840 号解釈通達](#)を公表し、新型コロナウイルス対策の一環として、新型コロナウイルス特別条例（正式名称は「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と負担軽減の促進に関する特別条例」）の施行期間（2020 年 1 月 15 日から 2021 年 6 月 30 日まで）において、営利事業が以下のいずれかの状況に合致する場合、2020 年度の営利事業所得税の中間納税申告期間（12 月決算の場合は 2020 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで、特殊会計年度の採用会社は該当する申告期間）内に申請書（詳細は財政部サイト内の添付ご参考）及び関連証明書類を所轄の税務当局に提出し、2020 年度の営利事業所得税の中間納税の免除を申請することができるとしました。

- 一、中央目的事業主管機関が、特別条例第 9 条第 3 項による法的委任を受け制定した弁法に従い支援措置を提供している場合。
- 二、上記以外に、感染拡大の影響により、短期間のうちに営業収入が大幅に減少した場合（例えば、2020 年（民国 109 年）1 月以降の任意の連続する 2 か月の平均営業収入が、2019 年（民国 108 年）12 月以前の 6 か月間または前年同期の平均営業収入と比較して、15%以上減少した等）。

財政部は、上述の中間納税免除の条件について、財政部が 2020（民国 109）年 3 月 25 日付で制定した「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大の影響による納税義務者の納税延期又は分納申請に係る税務当局の受理及び審査に関する原則」及び財政部が 2020（民国 109）年 5 月 13 日付で制定した「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大の影響に伴う、事業者の営業税の過納付額還付申請に係る税務当局の受理及び審査に関する原則」の条件と同一のものであることを通達内で説明しています。従って、営利事業が、2020（民国 109）年度の中間納税申告期間の開始までに、上述する税務上の支援措置に基づき、営業事業所得税、営業税、貨物税、酒・タバコ税、特種貨物及び労務税の各税額に関し所轄の税務当局へ申請を提出し許可を得て延納若しくは分割納税を実施している、又は申請を提出し許可を得て営業税の過納付税額の還付を受けている場合は、2020（民国 109）年度の営利事業所得税の中間納税の免除に関し直接適用を受けることができるため、再度申請を行う必要はありません。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボ

ルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響，財政部核 釋營利事業符合一定條件者，得申請免辦理 109 年度營利事業所得稅暫繳

財政部於今日 (7/31) 發布[台財稅字第 10904595840 號令](#)，因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響，營利事業於嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例 (下稱紓困條例) 施行期間 (109 年 1 月 15 日至 110 年 6 月 30 日) 內，符合下列情形之一者，可於辦理 109 年度營利事業所得稅 (下稱營所稅) 暫繳申報期間 (109 年 9 月 1 日至 9 月 30 日，採特殊會計年度者比照推算) 內，檢具申請書 (請詳財政部連結內附件) 及相關證明文件，向所在地國稅局申請免辦理 109 年度營所稅暫繳：

- 一、經中央目的事業主管機關依紓困條例第 9 條第 3 項授權訂定之辦法提供紓困相關措施。
- 二、其他因疫情影響，致短期間內營業收入驟減 (例如自 109 年 1 月起任連續 2 個月，其平均營業額較 108 年 12 月以前 6 個月或前 1 年同期平均營業額減少達 15%) 。

財政部進一步說明，上開免辦理暫繳條件係參照財政部 109 年 3 月 25 日訂定「稅捐稽徵機關受理納稅義務人因嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID- 19) 疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則」，亦與財政部 109 年 5 月 13 日訂定「財政部各地區國稅局受理營業人因

嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情影響申請退還營業稅溢付稅額審核作業原則」條件相同。因此，營利事業於辦理 109 年度暫繳申報期間開始前，如已依上開稅務協助措施，向所在地國稅局申請並經核准延期或分期繳納營所稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特種貨物及勞務稅稅額，或申請並經核准退還營業稅溢付稅額者，可直接適用免辦理 109 年度營所稅暫繳，無須再提出申請。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)
日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利